令和２年１月 24 日

新設分割に係る事前開示書面

（会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項）

名古屋市中村区本陣通４丁目１３番
ＭＴＧ第２ＨＩＫＡＲＩビル
株式会社　Ｍ　Ｔ　Ｇ
代表取締役社長　　松　下　剛

当社は、令和２年１月 23 日付で作成した分割計画書に基づき、令和２年３月２日を効力発生日として、当社が営むウォーターサーバー事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社 Kirala（以下「新会社」という）に承継させる新設分割（以下「本分割」という）を行うことといたしました。

本分割に関する事項は、次のとおりです。

記

１　新設分割計画の内容

令和２年１月 23 日付作成の分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

２　新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項

（１）交付する株式数の相当性に関する事項

新会社は、本分割に際して新たに株式を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。新会社が発行する株式については、新会社が承継する資産等の事情を考慮した結果、1,000,000 株といたしました。

（２）資本金及び資本準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新会社の資本金及び準備金の額を、新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、分割計画書第５条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

３　当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

該当すべき事項はありません。

4　効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

本分割に際して、当社の資産は負債を上回ることが見込まれており、その履行を担保するに足りる責任財産を有していること、並びに収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていないことから、本分割により当社及び新会社が負担すべき債務の履行については、問題はないものと判断しております。

以　上

新設分割計画書

株式会社ＭＴＧ（以下、「甲」という。）は、甲のウォーターサーバー事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務を、新設分割により設立する株式会社Ｋｉｒａｌａ（以下、「乙」という。）に承継させることに関し、以下のとおり計画する。

（定款及び本店）

第１条　乙の商号、目的、本店所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙①定款のとおりとし、本店所在場所は次のとおりとする。

本店　東京都港区新橋二丁目９番１６号

（設立時役員）

第２条　乙の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役　　畠山　祐聖
設立時取締役　　遠藤　茂雄
設立時取締役　　清川　卓也
設立時取締役　　淺井　翔
設立時監査役　　山崎　訓志

（承継する権利義務）

第３条　乙は、新設分割により、別紙②に定める本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を甲より承継する（なお、債務の承継については、免責的債務引受の方法による）。

（分割対価の割当て）

第４条　乙は、新設分割に際して株式１００万株を発行し、これを甲に交付する。

（設立時資本金及び準備金の額等）

第５条　乙の設立時の資本金及び準備金の額等は、次のとおりとする。

①　資本金　　金０円
②　資本準備金　　金０円
③　その他資本剰余金　　金０円
④　利益準備金　　金０円

⑤　その他利益剰余金　　株主資本等変動額から①から④の合計額を控除した額

（分割期日）

第６条　分割をなすべき時期（以下、「分割期日」という。）は、令和２年３月２日とする。ただし、新設分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲の取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

（規定外条項）

第７条　本計画に定めるもののほか、新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲がこれを決定する。

上記計画を証するため、本書を作成する。

令和２年１月２３日

名古屋市中村区本陣通二丁目32番
株式会社ＭＴＧ
代表取締役　松下　剛　　（印）

【別紙①】

定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社 Kirala と称し、英文では Kirala　CO.，Ltd.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）　飲料用給水機器の企画、開発、設計、製造、仕入、販売、輸出入、賃貸借及びメンテナンス

（２）　飲料の企画、開発、設計、製造、仕入、販売及び輸出入

（３）　インターネット等を利用した通信販売業務

（４）　健康食品、サプリメント等の企画、開発、設計、製造、仕入、販売及び輸出入

（５）前各号に附帯または関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関構成）

第４条　当会社は、取締役会及び監査役を置く。ただし、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する。

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、１，０００万株とする。

（株券の不発行）

第７条　当会社の株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第８条　当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合には、承認をしたものとみなす。

（株主名簿記載事項の記載の請求）

第９条　株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第10条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（基準日）

第11条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を２週間前までに公告するものとする。

（株主の住所等の届出等）

第12条　当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

②　当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

（募集株式の発行等）

第13条　募集株式の発行等に必要な事項の決定は、本定款第１７条第２項に定

める株主総会の決議によってする。

② 前項の定めにかかわらず、本定款第１７条第２項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役会に委任することができる。

③ 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第２０２条第１項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

④ 募集株式を引き受けようとする者が、その総数の引受けを行う契約を締結する場合には、当該契約の承認は、本定款第１７条第２項に定める株主総会の決議による。ただし、取締役会の承認によることを妨げない。

第３章　株主総会

（招　集）

第14条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

③ 株主総会を招集するには、会日より１週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

（招集手続の省略）

第15条　株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第２９８条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

（議　長）

第16条　株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）

第17条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第３０９条第２項に規定する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会の決議の省略）

第18条　株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第19条　株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族１名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第20条　株主総会の議事については、法令に規定する事項を記載した議事録を作成し、１０年間当会社の本店に備え置くものとする。

第４章　　取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

（取締役の員数）

第21条　当会社の取締役は、３人以上とする。

（取締役の選任及び解任の方法）

第22条　当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

②　取締役の選任については、累積投票によらない。

③　取締役の解任は、本定款第１７条第２項に定める株主総会の決議によって行う。

（取締役の任期）

第23条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（役付取締役及び代表取締役）

第24条　取締役会の決議により、取締役の中から、社長１人を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

②　社長は、代表取締役とする。ただし、取締役会の決議をもって、社長のほかに前項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

（業務執行）

第25条　社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

②　社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

（取締役会の招集通知）

第26条　取締役会は、社長が招集し、会日の３日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

②　取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第27条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第28条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会議事録）

第29条　取締役会の議事については、法令に規定する事項を記載した議事録を作成し、１０年間当会社の本店に備え置くものとする。

（監査役の員数）

第30条　当会社の監査役は、１人以上とする。

（監査役の選任及び解任の方法）
第31条　当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
　②　監査役の解任は、本定款第１７条第２項に定める株主総会の決議によって行う。

（監査役の任期）
第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
　②　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（報酬等）
第33条　取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第５章　　計　　算

（事業年度）
第 34 条　当会社の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月３０日までの年１期とする。

（剰余金の配当）
第35条　定時株主総会の決議による剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

（剰余金の配当等の除斥期間）
第36条　剰余金の配当は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第６章　　附　　則

（最初の事業年度）
第 37 条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和２年９月３０日までとする。

（設立時の代表取締役）

第38条　当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

東京都渋谷区広尾四丁目１番２７－７１０号

設立時代表取締役　畠山　祐聖

以上、株式会社ＭＴＧのウォーターサーバー事業に関して有する権利義務を分割して当会社を設立するにつき、新設分割計画の一部として、この定款を作成する。

【別紙②】

承 継 権 利 義 務 明 細 表

当社から新会社に承継される本事業に属する資産、負債、雇用及びその他の権利義務は次のとおりとする。

なお、新会社が当社より承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は、令和元年１２月３１日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新会社の設立日の前日までの増減を加除した上で確定する。

１　承継する資産及び負債

（１）流動資産

本事業に属する製品、貯蔵品等の流動資産（売掛金等は含まない）

（２）固定資産

本事業に属する有価証券（株式会社サカモトクリエイトの子会社株式）、不動産（別紙「不動産目録」のとおり）、不動産に付随する建物附属設備及び機械装置、車両運搬具並びに器具・備品等の固定資産

（３）流動負債

本事業に属するリースに関する流動負債（買掛金・未払金等は含まない）

（４）固定負債

本事業に属するリースに関する固定負債

２　承継する雇用契約等

新会社の設立日において、本事業に従事する当社の従業員（契約社員を除く）の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は、新会社に承継する。ただし、新会社の設立日現在引き続き本事業に従事している者に限るものとし、本分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第５条に基づき異議を申し出た者は除くものとする。

３　承継するその他の権利義務等雇用契約以外の契約

新会社の設立日において、本事業に関して当社が締結している契約及びこれに基づく個別契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務のうち、当社が新会社に承継する必要があると判断したもの。

４　承継する許認可等

新会社の設立日において、当社が保有している本事業に関係する許可、認可、登録等のうち、法令上承継が可能であり、当社が新会社に承継する必要があると判断したもの。

5　承継する知的財産権等

新会社の設立日において、当社が保有している本事業に関係する知的財産権のうち、当社が新会社に承継する必要があると判断したもの（出願中の権利および共同出願の権利を含む)。

以　上

（別紙）

不動産目録

１　土　　地
　　所　　在　南都留郡山中湖村山中字南中原
　　地　　番　２８５番２４
　　地　　目　雑種地
　　地　　積　１３５４平方メートル
２　土　　地
　　所　　在　南都留郡山中湖村山中字南中原
　　地　　番　２８５番８６
　　地　　目　雑種地
　　地　　積　１４４０平方メートル
３　土　　地
　　所　　在　南都留郡山中湖村山中字南中原
　　地　　番　２８６番１１
　　地　　目　山林
　　地　　積　１３２２平方メートル
４　土　　地
　　所　　在　南都留郡山中湖村山中字南中原
　　地　　番　２８６番１６
　　地　　目　山林
　　地　　積　２７７５平方メートル
５　土　　地
　　所　　在　南都留郡山中湖村山中字南中原
　　地　　番　２８６番１７
　　地　　目　山林
　　地　　積　２８８４平方メートル
６　建　　物
　　所　　在　南都留郡山中湖村山中字南中原　２８６番地１７、２８６番地１６
　　家屋番号　２８６番１７
　　種　　類　工場
　　構　　造　鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき２階建
　　床 面 積　１階　１２４５：００平方メートル
　　　　２階　　２４３：００平方メートル

以　上